

	提 案 名	提 案 団 体 名	
		代表者氏名	所 属
5	宇都宮の新・景観行政モデル - 協働による「うつくしの都(みや)」づくり実現のために -	宇都宮大学景観研究チーム	
		浅田 有希	宇都宮大学 教育学部
			指導教員 氏 名 陣内 雄次

1 . 提案の要旨

(1)目標

景観が美しいことは、都市の大きなイメージアップになる。景観を国民共通の財産だと位置づけ、わが国初の景観づくりを目的とした法律である景観法が2005年6月に全面施行され、今、新たな景観行政が大きく動き出そうとしている。そこで、中核市、そして県庁所在地である宇都宮市としてふさわしい、新しい景観行政のあり方を提案する。

(2)現状と課題

2005年6月に景観法が全面施行され、これによって、中核市である宇都宮市は自動的に景観行政団体となった。これまでも宇都宮市は、「宇都宮市都市景観基本計画」や「宇都宮市都市景観ガイドライン」の策定、まちなみ景観賞の表彰などを実施し、景観行政に取り組んできた。しかし、景観条例の制定までには至っておらず、これらの様々な景観行政施策を効果的かつ現実的に実行していくためのツールがないのが現状である。また、二荒山神社や宇都宮城跡といった貴重な歴史的資源を持っているにもかかわらず、それらの周辺にはビルが立ち並び、魅力を活かしきれていないと思われる。それに関連して、中心市街地での超高層マンション建設に伴う反対運動も起こっている。

(3)施策事業

そもそも景観への取り組みは、行政・市民・事業者が協働していかななくてはならない。とりわけ、市民の参加と意識の高さは非常に重要なポイントである。なぜなら、景観とはその土地の永年の歴史の積み重ねの結果であり、そこに住む人々が創り、守ってきたものだからだ。

以上のことから、今後の宇都宮市の景観行政に必要なものとして、以下4つの施策事業を提案する。

まず一つに、庁内関係部署に「景観の専門家」を配置し、条例制定や事業内容の検討をはじめ、市民からの相談や要望に対応するなど幅広い景観行政に専門的見地から取り組む体制づくりを提案する。この専門家を中心に、各職員が意識のレベルアップを図っていくことで、より高度な景観行政が行われると期待できる。

二つ目に、景観教育の充実を提案する。現在市が行っている出前講座を発展させた形で、学校だけにとどまらず地域住民に対しても学習の場をつくり、基礎的な内容の講義から実践的学習まで行う。この積み重ねで、市民ひとりひとりが景観を意識すると同時に、まちへの愛着を持つことが期待できる。

三つ目に、地区行政単位での景観施策の展開を提案する。市内全地区で意見交換会を行い、地区の特性を理解した上で、地区行政に置かれた景観の専門家を中心に地区ごとに多様な景観施策

を行っていく。

四つ目に、学生景観サポーターの設置を提案する。市内の大学生が積極的に景観を考えていく場を持ち、まちへの関心を高めるきっかけになると期待する。

2 . 提案の目標

<行政・市民・事業者の協働>

まちづくりは市民が主役だといわれる。それは景観形成においてもあてはまる。景観はだれの目にも見える要素であり、まちづくりで重要な施策だからである。自分たちが住むまちのことを知り、守るべきものを保存し、または相応しいものを創っていく。従来のように、行政や事業者だけに任せきりではいけない。その中に市民も加わり、三者が連携して意見交換や実際の事業を行っていくことを目指す。

<うつくしの都づくりの推進>

平成2年度に策定された宇都宮市都市景観基本計画では、基本目標の中に「豊かな風土に育まれたうつくしの都（美しい宇都宮）づくり」と掲げられている。独自の自然、文化、歴史的・文化的建造物などの宇都宮らしさを「美しいもの」として次の世代に残していくため、景観法を活用した新たな景観施策が必要である。景観法の期待すべきところは、景観施策に法的根拠を持たせることができる点である。実効性のある施策を行い、まとまりかつメリハリのある景観づくりを目標とする。